

札幌市地域防災計画

原子力災害対策編

(H24. 9. 18 時点原案)

札幌市防災会議

平成 25 年 2 月

目次

第1章	総則.....	1
第1節	計画の目的と柱.....	3
1.	計画の目的.....	3
2.	計画の基本方針.....	3
3.	計画の柱.....	3
第2節	計画の性格.....	3
1.	札幌市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画.....	3
2.	計画の位置付け.....	4
3.	計画の修正.....	4
4.	計画の周知徹底.....	5
第3節	泊発電所の概要及び防災対策を実施する地域等.....	5
1.	泊発電所の概要.....	5
2.	防災対策を実施する地域等.....	6
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定.....	8
1.	被害想定.....	8
2.	被災関係自治体住民の本市への避難.....	9
3.	地震等との複合災害.....	10
第5節	市、防災関係機関・団体の事務又は業務の大綱.....	10
第6節	企業・市民等の役割.....	10
第2章	災害予防計画.....	11
第1節	災害予防対策の基本方針.....	13
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備.....	13
1.	情報の収集・連絡体制の整備.....	13
2.	情報の分析整理.....	14
3.	受信情報に基づく意思決定プロセス.....	15
4.	通信手段・経路の多様化.....	15
第3節	災害応急体制の整備.....	16
1.	警戒配備をとるために必要な体制等の整備.....	16
2.	災害対策本部体制の整備.....	16
3.	防災関係機関相互の連携体制.....	16
4.	消防の相互応援体制.....	16
5.	緊急被ばく医療体制.....	17
6.	広域的な応援協力体制等.....	17
7.	自衛隊派遣要請体制.....	17
8.	専門家の派遣要請手続き.....	17
9.	救護所運営・スクリーニング実施体制.....	17
10.	放射線モニタリング体制.....	17

第4節	屋内退避等に係る体制の整備	17
1.	判断基準の整備（屋内退避、避難等）	18
2.	対象者等の把握	18
3.	屋内退避計画等の作成	18
4.	避難所等の整備	18
5.	避難所運営等の体制の整備	18
6.	災害時要援護者への対応体制の確保	19
7.	市民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備	20
8.	屋内退避・避難等の周知体制の整備	20
第5節	緊急輸送活動体制の整備	20
1.	専門家の移送	20
2.	緊急輸送路の確保体制等の整備	21
3.	積雪期の対応	21
第6節	防護資機材等の整備	21
1.	医療活動用資機材の整備	21
2.	防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備	21
3.	物資の調達・供給体制の整備	21
4.	安定ヨウ素剤の備蓄	21
5.	除染用資機材の整備	22
第7節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	22
1.	情報項目の整理	22
2.	情報伝達手段の整備等	22
3.	市民相談窓口の準備	22
4.	情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備	22
第8節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備	22
1.	避難対象者等の把握	23
2.	市の対応資源の確認	23
3.	受入計画の作成	23
4.	支援計画の作成	23
第9節	除染体制の整備	23
第10節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	23
1.	市民に対する普及啓発	23
2.	教育機関における普及啓発	24
3.	災害時要援護者への配慮	24
第11節	防災業務関係者に対する研修	24
第12節	防災訓練の実施	25
第3章	災害応急対策計画	27
第1節	災害応急対策の基本方針	29

第2節	応急対策業務の体系	29
第3節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	29
1.	特定事象発生情報等の連絡	29
2.	応急対策活動情報の連絡	30
3.	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	30
4.	一般回線が使用できない場合の対処	30
第4節	活動体制の確立	30
1.	災害対策本部	30
2.	消防の相互応援	31
3.	広域的な応援協力等	31
4.	自衛隊の派遣要請	31
5.	専門家の派遣要請	31
6.	防災業務関係者の安全確保	31
7.	積雪期の対応	32
第5節	緊急時モニタリングの実施	32
1.	緊急時モニタリング体制	33
2.	緊急時モニタリングの実施	34
3.	緊急時モニタリング結果の報告	35
第6節	屋内退避等の防護措置の実施	35
1.	防護措置の決定	35
2.	屋内退避の実施	36
3.	避難の実施	37
4.	災害時要援護者への配慮	38
5.	飲食物、生活必需品等の供給	38
6.	安定ヨウ素剤の取り扱い	39
7.	屋内退避等の解除	39
第7節	社会的混乱防止	40
1.	交通規制等の実施	40
2.	自主避難・買い占め等への対策	40
第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	40
1.	飲食物の出荷制限、摂取制限等	40
2.	放射性物質の影響の把握	40
第9節	緊急輸送活動の実施	41
1.	緊急輸送活動	41
2.	緊急輸送のための交通確保	41
3.	輸送体制の確保	41
4.	積雪期の対応	42
第10節	緊急被ばく医療活動の実施	42

第1 1 節	市民等への的確な情報伝達活動	42
1.	迅速・的確な情報提供	42
2.	市民ニーズを踏まえた情報伝達内容	42
3.	多様な情報伝達手段の確保	43
4.	情報伝達困難者等に対する情報伝達	43
5.	災害時広聴活動	43
第1 2 節	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援	43
1.	関係自治体の支援ニーズの把握	43
2.	受け入れ先施設の確保	44
3.	避難方法・経路等の調整、緊急輸送	44
4.	避難所の開設・運営	44
5.	安定ヨウ素剤の取り扱い	44
6.	飲食物、生活必需品等の供給	44
7.	家畜・ペット対策	44
8.	関係自治体行政機能の代替拠点の確保	44
9.	自発的支援の受入	45
1 0.	二次避難先の確保	45
第4 章	災害復旧・復興計画	47
第1 節	災害復旧・復興対策の基本方針	49
第2 節	放射性物質による環境汚染への対処	49
第3 節	各種制限措置の解除	49
第4 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	49
第5 節	心身の健康管理・医療	49
1.	相談窓口の設置	49
2.	健康影響調査の実施	49
第6 節	損害賠償の請求等に必要な資料の作成	50
1.	被災市民の登録	50
2.	損害調査の実施	50
3.	災害対策措置状況の記録	50
第7 節	風評被害等の影響の軽減	50
1.	市内産農林畜水産物等の売り上げ減少への対応	50
2.	観光客・修学旅行生の減少への対応	50
3.	販売促進・観光誘致活動	50
4.	風評被害等の影響を受けた中小企業者、被災農林畜水産業者等に対する支援	51
5.	放射線被ばくについての人権侵害の防止	51
第8 節	関係自治体の避難者に対する中長期的支援	51
1.	地域コミュニティ維持	51
2.	就労・就学支援	51

第 1 章 総則

第1節 計画の目的と柱

1. 計画の目的

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体、及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2. 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくの程度を五感で感じることができないため、地震災害などと異なり、市民等が自らの判断で状況を把握して行動することは、極めて困難である。また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

本計画は、このような原子力災害の特殊性にかんがみ、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定める。

3. 計画の柱

計画の目的を達成するため、本計画では次の3つを計画の柱に掲げ、原子力防災の実効性の向上のために必要な施策を推進する。

- ・市民等の安全の確保（市民の被ばくの低減、最小化）
- ・市民等の安心の確保（的確な情報提供による社会的混乱や風評被害の低減、最小化）
- ・道及び他市町村との連携・協力（避難者の受け入れ支援等）

第2節 計画の性格

1. 札幌市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編（以下、「防災基本計画」という。）及び道の地域防災計画（原子力防災計画

編) (以下、「道計画」という。)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市の関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2. 計画の位置付け

本計画は、札幌市地域防災計画の対策編の一つとして定めるものである。

原子力災害と地震など他の災害が同時に発生(以下、「複合災害」という。)した場合には、該当する対策編とあわせて運用する。

地域防災計画の構成は以下のとおり。

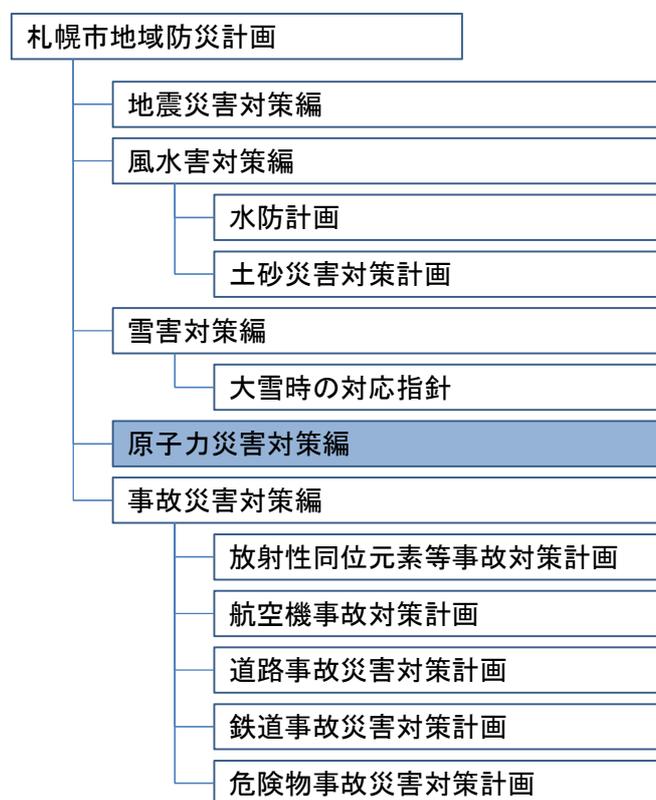


図 札幌市地域防災計画の各対策編の構成

3. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、市の体制、組織等の見直し等により、必要があると認める場合にはこれを修正する。また、今後の原災法、防災基本計画及び原子力災害対策指針(以下、「対策指針」という。)、道計画等の見直しに応じて適宜修正する。

4. 計画の周知徹底

本計画は、市民、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知、徹底するとともに、必要に応じて細部の活動計画を作成し、万全を期す。

第3節 泊発電所の概要及び防災対策を実施する地域等

1. 泊発電所の概要

北海道電力株式会社泊発電所（以下、「泊発電所」という。）の概要は以下のとおり。

表 泊発電所の概要

区分		1号機	2号機	3号機	
位置		北海道古宇郡泊村大字堀株村			
用地面積		約135万㎡（3号機土地造成 海面埋立地含む）			
原子炉	型式	軽水減速軽水冷却加圧水型			
	熱出力	約1,650 MW	約1,650 MW	約2,660 MW	
	圧力・出口温度	約15.4MPa・約323℃		約15.4MPa・約325℃	
	燃料初装荷	種類	低濃縮ウラン		
		濃縮度	約2.3%~3.4%		約1.6%~4.4%
		燃料集合体	121体		157体
		装荷量	ウラン重量約48.5t		ウラン重量約74t
	圧力容器	型式	たて置円筒上下半球鏡容器型		
寸法		内径約3.4m×全高約11.5m×最小肉厚約110mm（下部半球鏡部）		内径約4.0m×全高約12m×最小肉厚約130mm（下部半球鏡部）	
格納容器	型式	上部半球形下部さら形鏡円筒型			
タービン	型式	串型3車室4分流排気再熱再生式			
	出力	579,000kw		912,000kw	
	回転数	1500回転/分			
	蒸気流量	約3,260t/時		約5,000t/時	
発電機	型式	横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3相同期発電機			
	容量	650,000KVA		1,020,000KVA	

主変 圧器	種類	屋外無圧密封式	
	容量	620,000KVA	950,000KVA
	電圧	1次：19KV	1次：21KV
2次：275KV		2次：275KV	
電調審承認年月日	昭和57年3月26日	平成12年10月20日	
原子炉設置許可年月日	昭和59年6月14日	平成15年7月2日	
着工年月日	昭和59年8月30日	平成15年11月21日	
営業運転開始年月日	平成元年6月	平成3年4月	平成21年12月22日
	22日	12日	

2. 防災対策を実施する地域等

(1) 泊発電所と札幌市の位置関係

市は泊発電所から約40~80km先に位置しており、泊発電所において、原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、さらには、泊発電所周辺の自治体（以下「関係自治体」という。）からの避難者受け入れなどの災害対応の必要性が生じる場合がある。

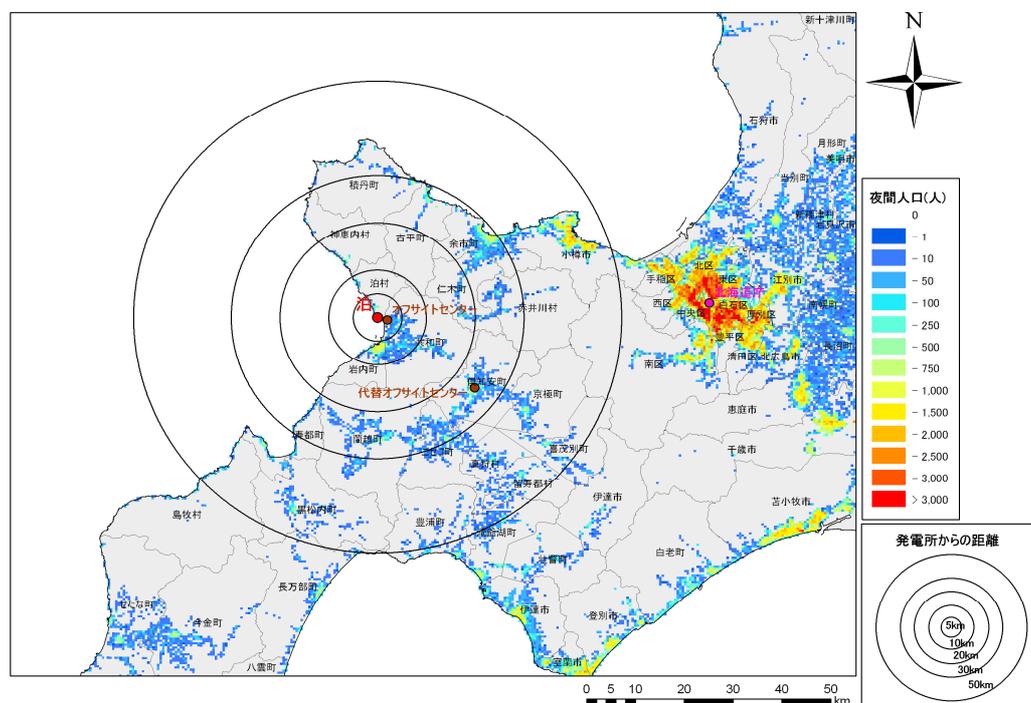
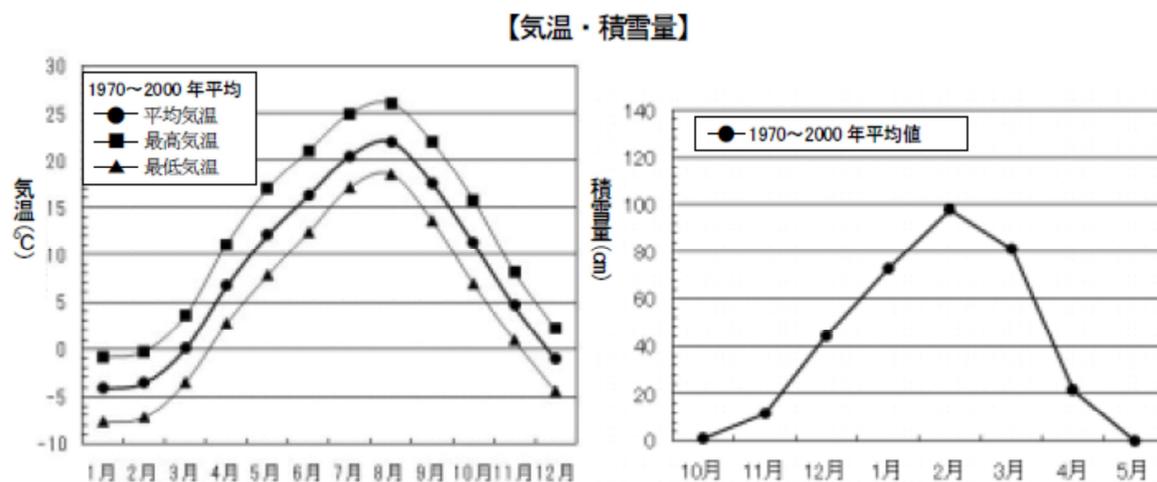


図 泊発電所と札幌市の位置関係（* 図は最終的に修正）

(2) 気象

札幌市の気象は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られ、12月から2月にかけての冬季は西高東低の気圧配置となり多量の降雪がある。最深積雪は約1m、1年間の降雪量は約6mに達する。また、平均気温も12月から2月までは氷点下になる。



札幌市の風向は、年間を通して西風が卓越しており、風速は上空1,500m地点で2.7m/s(6月)~8.5m/s(11月、12月)となっている。

なお、泊発電所の気象観測局における風向は、東、東北東及び西の風が同程度に卓越している(平成21年度)。

(3) 人口

札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続け、平成23年10月1日現在、人口約192万人(北海道の人口の約3分の1)を擁する全国5番目の大都市へと発展している。

区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は平成23年10月1日現在20.7%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられる。

(4) 防災対策を実施する地域等

国及び道によれば、原子力発電所からの距離と防護対策の関係は下表のとおりとされている。

市では、南区の一部地域がPPAの目安とされる50km圏に含まれており、プルーム通

過時の措置として、屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用、またプルーム放出後の追加防護措置としての計画的避難や飲食物摂取制限が実施される可能性のある地域に含まれている。

一方、市のその他の地域は 50km 圏の外側に位置しているが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波等により被災した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下、「福島第一原子力発電所事故」という。）時には、このような地域においても実際に出荷制限や屋外活動制限等が行われていることを踏まえ、市全域を防災対策の実施対象とし、必要な措置を講じる。

表 国及び道の対策範囲の考え方

（* 暫定的に添付。最終的には道が決定した内容を踏まえた表を挿入）

	大量放出前 防護措置	大量放出後 防護措置	備考
PAZ (~5km)	即時避難（避難、屋内退避）	OIL に基づく追加防護措置（二次避難、計画的避難、飲食物摂取制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・福島原子力発電所事故時は、当日中に 3km が避難、10km が屋内退避となった ・翌日 20km が避難、4 日後に 30km が屋内退避 ・1 ヶ月以上経過後、一部地域が計画的避難区域等に指定された
UPZ (~30km)	EAL による早期対応（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤予防服用）		
PPA (~50km)	プルーム通過時の措置（屋内退避、安定ヨウ素剤予防服用）	OIL に基づく追加防護措置（計画的避難、飲食物摂取制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・福島原子力発電所事故時には、1 ヶ月以上経過後、一部地域が計画的避難区域等に指定された ・他自治体の避難者受け入れ
(50km~)	※	※	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の避難者受け入れ

※防災指針検討ワーキンググループが定めた『原子力施設等の防災対策』についての見直しに関する考え方について中間取りまとめ（案）」では、30km 圏外の地域での対策については、今後の具体的な検討が必要とされており、PPA として概ね 50km の範囲が示されている。福島原子力発電所事故時、50km 圏外に位置する福島市でも、避難区域等には指定されていない。しかしながら、実際に放射性物質による汚染があったことから、モニタリング活動や除染が必要になり、実際に出荷制限や屋外活動制限等も行われている。また、発電所周辺自治体からの避難者の受け入れなども実施している。

第 4 節 計画の基礎とするべき災害の想定

1. 被害想定

福島第一原子力発電所事故に関して、同発電所から約 60km~100km 先に位置する福島市においては、空間放射線量率の上昇が観測されるとともに、各種農林畜水産物等が放射性物質に汚染され、出荷制限等が実施された。また、学校をはじめとする教育施設では屋外活動制限、表土の除去作業等の除染活動等が実施されるなど、多大な影響を受けた。

事故後の 3 月 17 日以降に福島市内で測定された 4 つの観測点での空間放射線量率の結果は以下の図のとおりであり、最大で 12.34 μ Sv/h の値（3 月 18 日 10:03、測定場所：福島市役所）が観測されている。なお、図中の点線は、国が学校での放射線量基準とした 3.8 μ Sv/h を示す。

以下の図のとおり、福島市役所の観測点では、最大値が観測された3月18日の前後数日で高い値が計測されており、3月25日まで $3.8\mu\text{Sv/h}$ の基準を越えた値が継続しているが、仮に最大値である $12.34\mu\text{Sv/h}$ の空間放射線量率が1ヶ月間程度継続したとしても、被ばく線量は屋内退避の基準となる 10mSv を下回る 8.9mSv 程度であり、避難等の防護対策は実施されてはいないものの、福島市内においても有意な空間放射線量率の上昇が見られた。

出展：県北地方環境放射能測定結果（暫定値）（平成23年3月17日～31日）、福島県

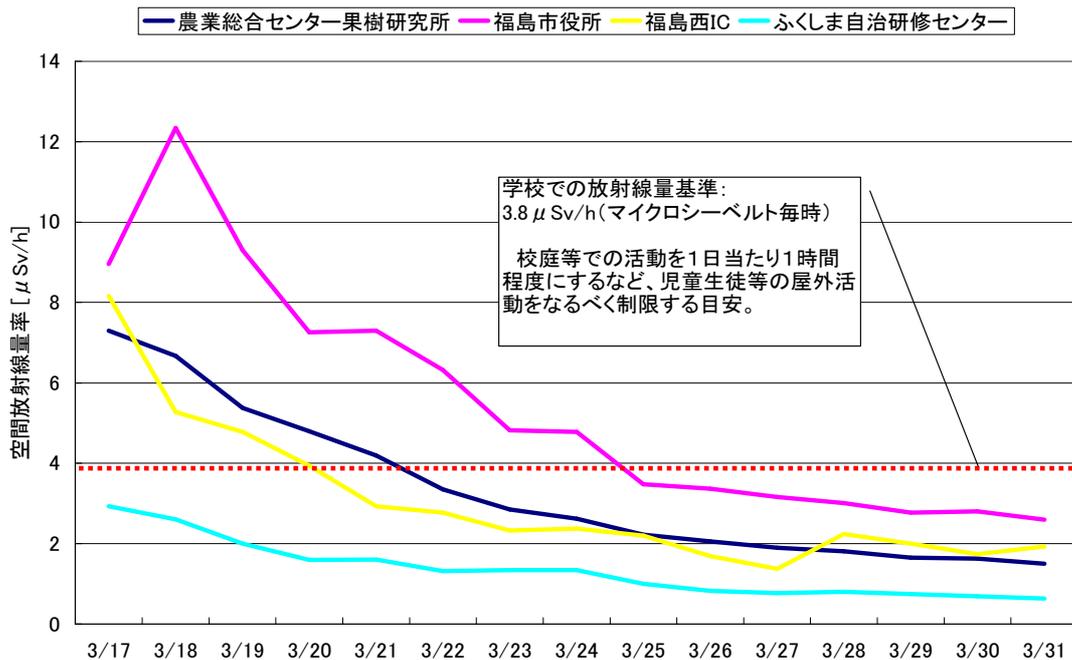


図 福島市内におけるモニタリング結果（空間放射線量率：2012年3月測定）

また、福島市内の農水産物に対して出荷制限等の指示が出され、いくつかの品目については既に規制は解除されているが、引き続き出荷制限の対象となっているものも多い。品目として、野菜類（葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブ等）、原乳等は事故後数ヶ月で規制は解除されているが、事故から1年半近くを経過した時点（2012年8月24日現在）でも規制が継続している品目としては、米、果実（ウメ、ユズ等）、きのこ類、山菜（クサソテツ、コシアブラ、タラノメ、フキノトウ、ワラビ、魚類（ヤマメ、イワナ、アユ、ウグイ、コイ、フナ等）等がある。

本市は、泊発電所から40km～80km先に位置しており、本市計画の前提とする被害想定としては、福島市が受けた放射性物質による汚染規模を目安とする。

2. 被災関係自治体住民の本市への避難

市は、関係自治体が、それぞれの区域を越える避難が必要となる場合には、当該関係自治体及び道との調整を踏まえつつ、市の避難所を提供し、避難者を受け入れる必要性が生

じる。

本計画では、関係自治体の避難者受け入れのための体制整備、業務等についても定める。

3. 地震等との複合災害

福島第一原子力発電所事故の状況を踏まえ、今後の原子力災害は、地震等との複合災害を念頭に検討しておく必要がある。

本計画は、原子力災害への対応を基本に記載するものであるが、各種対策の実効性確保の観点から、本計画と他の防災計画を相互に補完させつつ、状況に応じて、それぞれの計画を適切に運用することにより、柔軟に対応する。

第5節 市、防災関係機関・団体の事務又は業務の大綱

市及び次に掲げる防災関係機関・団体は、法令、防災業務計画、応援協定等に基づき連携協力を図りながら、総力をもって災害対策にあたる。

表 市、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱

* 札幌市、道、自衛隊、道警察などの関係機関の事務又は業務の大綱を一覧表にて記載する。

第6節 企業・市民等の役割

原子力災害が発生した場合には、市及び防災関係機関・団体による対応だけでは、十分な対策が講じられるとは限らない。原子力災害は五感に感じるできないため、被ばくの低減・最小化の観点からは、一義的には国や事業者、道、市などが発信する各種情報に基づき、企業や市民等が冷静に判断し、迅速に行動することが必要である。

また、市内各地域における避難等の対策の実施にあたっては、他の災害と同様に、自主防災組織・町内会・その他地域団体が協力して行動することが重要である。

なお、原子力災害時には被害の程度が容易に判断できないため、直接的な被害が生じていないにもかかわらず、風評等による間接的な被害が生じる可能性もあり、社会的混乱や風評被害の低減・最小化の観点から、企業や市民等が正しい情報に基づき合理的に行動することが不可欠である。そのため、企業や市民等は、平素から原子力防災に関する知識の習得にあたっていただくことが重要である。

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防対策の基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、道、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、道、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、事業者及び関係機関等に周知する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

図 道及び関係自治体等との連携体制（* 平常時の連携図を挿入予定）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力事業所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

<整備を行うべき資料>

①原子力事業所に関する資料

- ・原子力事業者防災業務計画
- ・原子力事業所の施設の配置図

②社会環境に関する資料

- ・周辺地図
- ・周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む）
- ・周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報

を含む)

- ・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）
- ・周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者養護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- ・緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、2次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- ・対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ・周辺地域の気象資料
- ・線量推定計算に関する資料
- ・平常時環境放射線モニタリング資料
- ・周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・農林畜水産物の生産及び出荷状況

④防護資機材等に関する資料

- ・防護資機材の備蓄・配備状況
- ・避難用車両の緊急時における運用体制
- ・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

- ・原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ・状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥避難に関する資料

- ・地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- ・避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済みのもの）

3. 受信情報に基づく意思決定プロセス

市は、道及び関係自治体あるいは原子力事業者から情報を受信した場合に、迅速に市としての判断が行えるよう、あらかじめ防護対策等に関する意思決定プロセスや判断基準等を整理する。

4. 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相

互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網に伴う諸設備等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳や停電等への対策に十分留意しておく。

第3節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させる。

1. 警戒配備をとるために必要な体制等の整備

市は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、または、あらかじめ定めた警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるための職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2. 災害対策本部体制の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については、判断の遅滞がないよう、情報の入手及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から各防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、それぞれの役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

4. 消防の相互応援体制

市は、消防の応援について道内の近隣市町村及び道内全市町村による協定の締結、消防相互応援体制の整備に努める。

5. 緊急被ばく医療体制

市は、緊急被ばくに係る医療体制の構築等、必要な整備に努める。

6. 広域的な応援協力体制等

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線の測定）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、関係自治体との間の応援協定締結の促進を図る。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行う。

7. 自衛隊派遣要請体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整える。

8. 専門家の派遣要請手続き

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

9. 救護所運営・スクリーニング実施体制

市は、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

10. 放射線モニタリング体制

市は、平常時の放射線状況の把握と、緊急時の迅速な情報の収集を目的として、放射線モニタリングを実施する体制を整備する。

また、優先的に測定対象とする地域や施設等を考慮し、設備・機器等の整備、組織体制の整備と要員の教育等、必要な準備を行う。

第4節 屋内退避等に係る体制の整備

市は、以下に掲げる、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項

について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させる。

1. 判断基準の整備（屋内退避、避難等）

市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備する。判断の基準としては、国の原子力災害対策本部長からの指示による場合のほか、原子力事業者が、防護対策の必要性を判断するための基準（EAL: Emergency Action Level、緊急時活動レベル）についても考慮する。

2. 対象者等の把握

市は、屋内退避等の防護対策を行った場合において、対象者など、実施状況を的確に確認するための体制を整備する。特に、対象者の人数、連絡方法のほか、災害時要援護者等の対策の実施に特別な配慮が必要な対象者について、重点的に把握に努めるものとする。

3. 屋内退避計画等の作成

市は、国、道及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避のための計画を作成に努め、屋内退避の実施に必要な情報伝達方法、及び実施状況を確認する方法等、必要な体制の整備に努める。

4. 避難所等の整備

（1）避難所等の整備

市民の避難者の収容施設は、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」によるものとし、スクリーニングはこれらの避難所で実施する。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

（2）避難誘導資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

5. 避難所運営等の体制の整備

（1）避難計画の作成

市は、風向き等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、避難実施

に必要な情報伝達方法、実施状況を確認する方法等、市民の避難誘導のための計画の作成に努める。

(2) 避難所運営体制の整備

市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。また、長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努める。なお、避難場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した運営に努める。

6. 災害時要援護者への対応体制の確保

市は、屋内退避及び避難の実施にあたり、災害時要援護者に配慮しつつ、関係機関との協力により体制の整備等を行う。

(1) 災害時要援護者に対する情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、入院患者などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し災害情報を迅速かつ滞りなく伝達する体制を整備する。

(2) 災害時要援護者に対する支援体制の整備

市は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者避難支援プラン等の整備に努める。

(3) 学校等施設の体制の整備

学校等施設の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下、「生徒等」という。）の安全を確保するため、屋内退避の方法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について、あらかじめ、定めておくものとする。

(4) 病院等医療機関の体制の整備

病院等医療機関の管理者は、患者の安全を確保するため、通院患者を安全に帰宅させる

ための方法、入院患者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。また、入院患者等の避難が必要になった場合について、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画の作成に努める。

(5) 社会福祉施設の体制の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者の安全を確保するため、通所者を安全に帰宅させるための方法、入所者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。また、入所者等の避難が必要になった場合について、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努める。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(6) 駅等の関係施設の体制の整備

駅等の不特定多数の者が使用する、避難に際し配慮すべき施設等の管理者は、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急時連絡体制、避難場所、経路、時期ならびに誘導等について定めておくことに努める。

7. 市民等の屋内退避及び避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難の指示等を行った場合において、市民等の屋内退避又は避難等の状況を的確に把握するための体制をあらかじめ整備する。

8. 屋内退避・避難等の周知体制の整備

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

また、市は、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報について整理する。

第5節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地まで

の先導体制等) について、必要に応じて、協力を行う。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

3. 積雪期の対応

積雪期において災害が発生した場合には、避難行動等が円滑に実施されるよう、関係する道路の速やかな除雪等、実情に応じた適切な措置を行う。

第6節 防護資機材等の整備

1. 医療活動用資機材の整備

市は、放射線測定資機材、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材等の整備に努める。

2. 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、必要な資機材をあらかじめ整備する。

3. 物資の調達・供給体制の整備

市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、市は、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

4. 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、安定ヨウ素剤の整備に努める。

また、市民に対して、迅速かつ適切に安定ヨウ素剤が配布されるよう、備蓄量・場所、搬送手段等について整備に努める。

5. 除染用資機材の整備

市は、除染用資機材の整備に努める。

第7節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

1. 情報項目の整理

市は、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

2. 情報伝達手段の整備等

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市町村防災行政無線、広報車両、携帯電話への災害情報配信の導入などの整備を図る。

3. 市民相談窓口の準備

市は、市民等からの問い合わせに対応する災害時コールセンターや市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4. 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

第8節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備

道は、災害の状況により、関係自治体の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村長に対し避難者等の受け入れ及び避難所の設置を要請するものとされている。

本市が関係自治体からの避難者の受け入れ先となるケースが考えられることから、本節では、市としてあらかじめ準備が必要となる事項を定める。

1. 避難対象者等の把握

市は、道及び関係自治体と協議の上、受け入れの対象となる避難者の規模・属性等について、あらかじめ把握しておく。

2. 市の対応資源の確認

関係自治体の避難者の収容施設は、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、道及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して提供可能な市の対応資源（避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等）を確認する。

3. 受入計画の作成

市は、関係自治体からの避難者の受け入れを行う際に市が実施する活動について、道及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた受入計画を作成する。

4. 支援計画の作成

市は、市内避難所等へ受け入れを行った後に市が実施する活動について、道及び関係自治体との間で役割分担を協議し、体制・方法等を具体的に定めた支援計画を作成する。

第9節 除染体制の整備

市は、原子力事業者等から原子力事業者防災業務計画で定められている除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定める。また、市内の除染計画策定時に必要となる項目を整理しておく。

第10節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

1. 市民に対する普及啓発

市は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

2. 教育機関における普及啓発

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

3. 災害時要援護者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第11節 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努める。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第 1 2 節 防災訓練の実施

市は、国、道及び原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的を実施する。

また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報又は特定事象に至る可能性がある事故・故障またはこれに準ずる事故・故障発生時（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 応急対策業務の体系

原子力災害発生時の応急対策業務の体系は以下のとおり。

表 応急対策業務の体系

初動	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第3節
	活動体制の確立	第4節
状況把握	緊急時モニタリングの実施	第5節
各種対策	屋内退避等の防護活動の実施	第6節
	社会的混乱防止	第7節
	飲料水・飲食物の摂取制限等の実施	第8節
	緊急輸送活動の実施	第9節
	緊急被ばく医療活動の実施	第10節
情報提供	市民等への的確な情報伝達活動	第11節
受け入れ	関係自治体からの避難者の受け入れ・支援	第12節

第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 特定事象発生情報等の連絡

- ①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後または発生の連絡を受けた場合、15分以内を目途として、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、道、関係周辺都道府県、道警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。
- ②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、道及び道警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、市民の避難準備を行

うよう連絡することとされている。

③市は、道から通報・連絡を受けた事項について、関係部局に連絡する。

2. 応急対策活動情報の連絡

①原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、道、道警察本部、所在市町村の消防機関、海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、道から通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

②市は、道を通じて原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

③市は、指定地方公共機関との間において、道を通じて原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

④市及び道は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

⑤市は、関係機関とともに各種被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずる。

3. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングにより、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

4. 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第4節 活動体制の確立

1. 災害対策本部

市は、特定事象の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により原子力施設周辺の地域における防護対策の実施が必要と判断された場合等において、次の体制をとる。

(1) 警戒配備

市は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生、または、警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるための職員の非常参集、情報の収集・連絡を行うものとする。また、あらかじめ定めた災害対応に備えたマニュアル等に基づいて警戒時の活動を行う。

（２）災害対策本部

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、あらかじめ定めた災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等に基づいて、市長を本部長とする災害対策本部を迅速に設置する。

2. 消防の相互応援

市は、必要な場合、消防の応援について、近隣市町村及び道内全市町村による協定並びに消防相互応援体制に基づいて対応する。

3. 広域的な応援協力等

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線の測定）等の場所等に関する緊急時における広域的な応援について、必要な場合、あらかじめ定めた関係市町村との間の応援協定締結又は原子力事業所との緊急時における協力の内容等に基づいて、応援の要請を行う。

4. 自衛隊の派遣要請

市は、必要な場合、あらかじめ取り決めた要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法に基づき、知事に対し、自衛隊の派遣要請を行う。

5. 専門家の派遣要請

市は、必要な場合、あらかじめ定めた手続きに基づき、関係機関に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

6. 防災業務関係者の安全確保

市は、応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるように配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

①災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

②市は、防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量系及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

①防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

②防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を災害対策本部に置く。

③市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

④市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

⑤市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

7. 積雪期の対応

冬季に災害が発生した場合、道路上の積雪によって交通が混乱し、救助や物資の輸送などの応急対策に大きな障害となることが予想されることから、札幌市地域防災計画（雪害対策編）において、優先的に除雪を行う緊急除雪路線を選定し、災害発生時に効率的に緊急車両等の通行を確保することとしている。ただし、道路の損傷により除雪ができない場合については応急復旧と連携した作業が必要である。

第5節 緊急時モニタリングの実施

1. 緊急時モニタリング体制

市は、警戒配備又は災害対策本部体制をとった場合、緊急時モニタリング班を設置し、モニタリングを開始する。

(1) 緊急時モニタリング班の組織及び業務

ア 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング班長、副班長及びその他の要員をもって構成する。なお、初期の段階においては、グループを編成しないチームで当面の緊急時モニタリング活動に当たる。

イ 緊急時モニタリング班の業務

緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおり。

表 モニタリング班の業務

企画評価チーム	<ul style="list-style-type: none">・放出源状況の確認・気象情報の収集・緊急時モニタリング実施計画の策定・緊急時モニタリング結果の解析評価・予測線量評価・実効線量の評価
情報収集チーム	<ul style="list-style-type: none">・緊急時モニタリングに関する情報の収集整理
測定チーム	<ul style="list-style-type: none">・空間放射線量の測定・環境試料の採取及び分析・緊急時対応要員の被ばく管理

(2) 関係機関等への協力要請等

ア 情報提供の要請等

市は、特定事象等の通報を受けたときは、道を通じ、直ちに札幌管区気象台から、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な気象状況の情報提供を受ける。

また、原子力事業者は、特定事象等の通報を行った後においても、施設からの放射性物質等の放出状況等の情報を道及び関係自治体に定期的に連絡することになっているため、適宜、道を通じ、情報提供を受ける。

イ 緊急時モニタリング要員及び機材の派遣要請

市は、必要に応じて、関係機関に対しモニタリング要員及び機材の派遣を要請する。

2. 緊急時モニタリングの実施

(1) 段階的なモニタリング活動の実施

緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、次のとおり段階的に行う。

ア 災害対策本部設置前のモニタリング

災害対策本部設置前のモニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、かつ災害対策本部設置後の緊急時モニタリングを効果的に行うためのものとする。

イ 災害対策本部設置後の第1段階モニタリング

第1段階モニタリングは、災害対策本部が設置されると同時に開始し、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、立入制限、飲食物摂取制限等の防災対策を効果的に行う判断資料を得るためのものとする。

ウ 災害対策本部設置後の第2段階モニタリング

第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングの結果に基づき、より広範な地域について、市民等の線量評価及び環境の汚染状況評価を行うためのものとする。

(2) モニタリング活動内容

各段階の緊急時モニタリングにおける活動内容は、概ね次のとおり。

表 各段階の緊急時モニタリングの活動内容

	災害対策本部設置前	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング
措置項目	放出源状況の確認		
	気象情報の収集		
	緊急時モニタリング実施計画の策定		
	緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析		
	SPEEDI ネットワークシステムによる予測結果の情報収集		
	空間放射線量率の予測地図の作成		
	大気中放射性ヨウ素濃度の予測地図の作成		
	予測線量の評価		
			住民等の全身線量の評価

			蓄積放射性物質の時間変化の追跡評価
測定・分析項目	空間放射線量率		
	積算線量（放射性物質を放出または放出のおそれがあるとき）	積算線量	
	大気中放射性ヨウ素濃度		
		環境試料中の放射性ヨウ素濃度	
		大気中の放射性物質濃度	
		環境試料中の放射性物質濃度	
	気象		
測定・試料採取地点	1 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点	災害対策本部設置前のモニタリングによって必要と認められる地点	第1段階モニタリングによって必要と認められる地点
	2 最大空間放射線量率及び大気中放射性ヨウ素最大濃度の出現予測地点を中心とし、16方位に区分したおおむね3方位内の地点をはじめとし、必要に応じ、おおむね5方位内の地点		
	3 風下方向の集落（地点数は、気象状況等により適宜決める。）		

3. 緊急時モニタリング結果の報告

緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリングの結果を、随時、災害対策本部長に報告する。また、災害対策本部長は、緊急時モニタリングの結果を、必要に応じて、道に対し報告する。

第6節 屋内退避等の防護措置の実施

1. 防護措置の決定

市民等に対する防護措置の実施は、国の原子力災害対策本部長の指示による場合のほか、原子力事業者による、防護対策の必要性を判断するための基準（EAL：Emergency Action Level 緊急時活動レベル）についても考慮する。

応急対策としては、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。

(1) 応急の防護措置の実施

市は、特定事象発生時には、国の指示に従い、市民の防護措置の準備を行うとともに、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示に従い、必要な防護措置を実施する。

また、市は、原子力施設の状況、緊急時モニタリングの結果、市内の状況、道路及び鉄道等の交通網の状況等の社会的な状況を踏まえ、防護措置の準備を行うため又は社会的な混乱を防止するため、屋内退避等の実施を判断する。

(2) 追加的な防護措置の実施

市は、必要に応じて、広域におけるモニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づき、追加的な防護措置（計画的避難等）を行う。

2. 屋内退避の実施

(1) 屋内退避の指示

市は、屋内退避の実施が決定された場合、対象となる地域を明確にし、対象者への指示を行うとともに、屋内退避の実施について市民及び市内の滞在者に対して関係する情報等を提供する。屋内退避は、対象者の判断によって自律的に実施されるため、対象者が適切な行動を取るために以下の情報を併せて提供することに留意する。

- ・対象となる地域
- ・判断の根拠となった基準及び事故の状況
- ・将来の見通し
- ・実施上の留意点
- ・その他必要な情報

また、自宅等の屋内に退避することが困難な状況や地域がある場合については、対象地域内において安全性を確認した施設を確保したうえで、屋内退避先として市民に周知する。

(2) 状況の確認

市は、屋内退避の指示を行った地域における市民の状況を把握するため、屋内退避の実施状況を確認するための手段を確保する。このために対象地域において要員等が巡回を行う場合には、要員の被ばくに対して十分に留意する。

また、屋内退避等の防護対策の対象とならない地域においても、市民や交通網等の混乱の発生など、社会的な状況の把握を行う。

3. 避難の実施

(1) 避難所

市は、必要に応じて、避難及びスクリーニング等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所の運営

市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。

(3) 避難所の環境

市は、避難所を開設した場合、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

(4) 情報提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

(5) 広域避難

市町村の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、道が受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、道は受け入れ先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(6) 避難の指示

市は、各種情報に基づいて必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して避難先、避難のための移動方法及び集合場所等の必要な情報を提供し、避難を実施する。

(7) 状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所にお

ける確認等あらかじめ定められた方法により市民等の避難状況を確認する。

4. 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者への配慮は、以下のとおり行う。ただし、避難の実施による体調悪化など、放射線による影響を大きく超える不利益の発生が避けられないと予想される場合には、コンクリート屋内退避の実施等の代替手段により避難を実施しない方法の選択も考慮する。この際、同行者を含め、放射線防護に十分に配慮する。

(1) 災害時要援護者

市は、避難対象地区が設定された場合においては、関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分に配慮し、確実な避難方法を確立して、避難場所での健康状態の把握等に努める。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

(2) 学校等

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた計画等に基づき、生徒等を安全に帰宅させる、または保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。

(3) 医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞い客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させる。

5. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 生活必需品の供給・分配

被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確

保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮する。

(2) 被災者への供給

市は、必要に応じて、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、道等によって調達され引き渡された物資を被災者に対して供給する。

(3) 関係機関への要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には関係機関に物資の調達を要請する。

6. 安定ヨウ素剤の取り扱い

(1) 安定ヨウ素剤の準備

市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の予防服用が必要になった場合に備え、市が備蓄する安定ヨウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の準備を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の服用の指示

道は、国の現地対策本部より、安定ヨウ素剤服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指示又は指導・助言があった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、関係町村長に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとされている。

市は、国及び道の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の予防服用の判断を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。

7. 屋内退避等の解除

道は、緊急時モニタリングの測定結果等に基づき、国及び国の派遣する専門家の助言を得て放射能影響評価を行った結果、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めたときは、関係自治体に対し、退避等の指示を解除するよう指示するものとされている。

市は、国又は道の指示を受けた場合及び対策の継続が不要と判断した場合、屋内退避等の指示の解除について関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。

第7節 社会的混乱防止

1. 交通規制等の実施

道警察及び避難対象区域を含む市町村道路管理者は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡を取るものとされている。

市は、道警察等と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市が管理する道路の規制等の措置を実施する。

なお、交通規制の実施にあたっては、関係自治体の緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

2. 自主避難・買い占め等への対策

(1) 自主避難等

市は、原子力災害が発生した際、一時滞在者の帰宅等、市外への早期の移動を必要とする者の支援を行う。

また、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

このため、市民及び一時滞在者の状況を常に把握するとともに、市民及び一時滞在者等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。

(2) 適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講ずる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。

第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、飲食物の検査を実施するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

2. 放射性物質の影響の把握

市は、飲食物の摂取制限、食料品の出荷制限等の措置を的確に実施するために必要な放射性物質による影響の把握に努めるものとする。そのため、原子力災害が発生した場合に

必要と認められる場合には、緊急時モニタリング活動と併せて、あらかじめ定める体制及び方法に基づいて以下の測定を実施する。

- ・水道水中の放射性物質測定
- ・食品中の放射性物質測定
- ・学校給食に関する放射性物質測定
- ・下水汚泥等の放射性物質測定
- ・河川等の放射性物質測定

また、これらの測定結果は、必要に応じて、道等に報告するとともに、汚染が検出されない場合であっても、適切な行動を促すために市民等へ迅速に周知を行う。

第9節 緊急輸送活動の実施

1. 緊急輸送活動

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは次の順位を原則として、関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送 対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送
第2順位	避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難） 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送のための交通確保

道警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行うとされているため、市は必要な協力を行う。

3. 輸送体制の確保

市は、重症者や医薬品等緊急を要する輸送を行う場合は、必要に応じて、市内の臨時ヘリポートの中から、適切な箇所を開設し、丘珠空港とともに航空輸送の基地とする。

また、救援物資の緊急輸送に際しては、JR、トラック、航空機、ヘリコプターによって、交通に便利な物資集配拠点に輸送する。物資集配拠点から避難所等への輸送は、市有車両を使用するほか、協定を締結している輸送業者によって行う。

なおその際、事故状況等に応じて物流が停滞する可能性を考慮し、緊急車両等の燃料の輸送体制を確保する。また、輸送車両の円滑な運行が図られるよう、乗務員の被ばく管理や車両の汚染除去等の対策を実施する。

4. 積雪期の対応

市は、積雪期において、緊急輸送活動を円滑に行うための道路除排雪を実施する。

なお、除排雪を優先すべき道路及び具体的な行動計画に関しては「札幌市地域防災計画 雪害対策編」及び「大雪時の対応指針」によるものとする。

第10節 緊急被ばく医療活動の実施

市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療を実施する。

また、必要に応じて、スクリーニング実施時などに住民説明等を行う。

第11節 市民等への的確な情報伝達活動

1. 迅速・的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

また、市は、市民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2. 市民ニーズを踏まえた情報伝達内容

市は、市民のニーズを十分把握し、次に掲げる内容を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。

- ① 原子力災害の状況（事故状況、モニタリング結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）
- ② 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- ③ 市が講じている施策に関する情報
- ④ 市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報（交通規制、避難経路や避難場所等）

3. 多様な情報伝達手段の確保

市は、情報伝達にあたって、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

図 市民に対する情報伝達の流れ（*第3回に向けて作図予定）

4. 情報伝達困難者等に対する情報伝達

市は、情報伝達に当たって、被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、心のケア（メンタルヘルス）も考慮し、関係機関との連携を図りながら以下のことを行う。

- 通訳者の派遣
- 多言語、点字、音声、文字情報（インターネット、FAX、災害救援臨時広報紙等）による情報提供体制の構築
- 字幕放送、ワンセグ、ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備
- イラストによる災害情報の提供

5. 災害時広聴活動

市は、災害後の市民意識や市民ニーズを把握し、市民生活の不安の解消を図るため、災害時コールセンターや災害時相談窓口を開設し、災害時の広聴・相談活動を実施する。

第12節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援

関係自治体の行政区域全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、道の調整・決定を踏まえ、本市が受け入れ先となるケースが考えられる。本節では、関係自治体からの避難者の受け入れを行う場合を想定し、市として災害時に対応が必要となる事項を定める。

1. 関係自治体の支援ニーズの把握

市は、避難者の受け入れ及び避難所の設置について道からの要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の対象人数・世帯数、災害時要援護者の有無等について確認する。

2. 受け入れ先施設の確保

市は、原子力災害の状況、関係自治体の避難者の規模・属性、当該関係自治体との位置関係、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。

このとき必要に応じて、あらかじめ指定された以外の施設についても、安全性を確認の上、避難所開設に関して管理者の同意を得る。

3. 避難方法・経路等の調整、緊急輸送

市は、受け入れ先避難所の所在や収容力等について調整した結果を道へ報告したのち、必要に応じて、避難方法・経路の調整等の協力を行う。

4. 避難所の開設・運営

市は、受け入れ先避難所を速やかに開設し、受け入れ状況等に関して道へ随時報告する。避難所の運営に関しては「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」によるものとする。

5. 安定ヨウ素剤の取り扱い

道及び医療機関等は、避難所において必要に応じて安定ヨウ素剤の服用を指示することとされている。

市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合に、安定ヨウ素剤の調達など必要な協力をする。

6. 飲食物、生活必需品等の供給

市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合に、道及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給する。

7. 家畜・ペット対策

市は、道、関係自治体及び地元獣医師会と連携し、家畜・ペットに係る対応について、必要な協力を行う。

8. 関係自治体行政機能の代替拠点の確保

関係自治体は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、業務継続計画に基づく優先業

務を退避先において継続して実施するものとされている。

市は、避難者の受け入れを行った関係自治体に対し、行政機能の継続のため、必要に応じて、市内の施設を代替拠点として提供するよう努める。

9. 自発的支援の受入

大規模な災害発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市はこれに適切に対応する。

(1) ボランティアの受け入れ

市は、関係機関と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付・調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(2) 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ

市は、関係機関の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を政府原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

10. 二次避難先の確保

市は、避難所生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等、関係自治体の避難者の生活基盤確保に努める。

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興対策の基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行うものとする。

また、放射性物質による環境汚染への対処にあたり、学校、公園等、子どもの生活環境について優先的に配慮して行うものとする。

第3節 各種制限措置の解除

市は、緊急時モニタリング等による調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の採取・出荷制限及び食料品の出荷規制等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、必要に応じて、道、原子力事業者が行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努めるとともに、市が実施する環境放射線モニタリング結果を市民等へ速やかに情報提供する。

第5節 心身の健康管理・医療

1. 相談窓口の設置

市は、不安軽減のための適切な情報を提供するとともに、心身の健康の保持・増進に努めるため、災害時要援護者及び一時滞在者等にも十分配慮し、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口を設置する場合は、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、FAX、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問い合わせの多い内容については、その回答とあわせて広報活動を実施し、市民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

2. 健康影響調査の実施

市は、原子力災害時において避難及び屋内退避を講じた地区の市民等に対して、健康調査を実施し、市民等の健康維持を図るよう努める。

第6節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

1. 被災市民の登録

市は、避難及び屋内退避の措置を講じた市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2. 損害調査の実施

市は、必要に応じて、農林畜水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

3. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存しておく。

第7節 風評被害等の影響の軽減

1. 市内産農林畜水産物等の売り上げ減少への対応

市内産農林畜水産物及び加工食品等の放射能汚染への不安が広まることで、消費者の買い控え及び市場での取引拒否、価格低下による売り上げ減少を防ぐため、市内産農林畜水産物及び加工食品等の安全性について、放射性物質検査を実施し、その結果を新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等の多様なメディアを活用して情報発信する。

2. 観光客・修学旅行生の減少への対応

市内が放射性物質により汚染されているとの不安が広まることで、国内外からの観光客および修学旅行生が減少することを防ぐため、環境放射線モニタリング結果を公表する。また、札幌の安全性を機会あるごとに国内外に広く周知するため、上記モニタリング結果も活用しながら、多様なメディアを通じて積極的に情報発信するとともに、旅行代理店等の旅行関連企業・団体に対しても個別に情報提供を行う。

3. 販売促進・観光誘致活動

市内産農林畜水産物、加工食品等の販売促進イベント、観光客誘致プロモーション等を市内外で実施する。

4. 風評被害等の影響を受けた中小企業者、被災農林畜水産業者等に対する支援

市は、被害を受けた中小企業者等の経営や資金繰りを支援するため、特別相談窓口の設置やマル札資金（一般中小企業振興資金）による融資を行うとともに、民間経済団体等と連携しながら、被災農林畜水産業者等も含めて、必要な経済支援を講じる。

5. 放射線被ばくについての人権侵害の防止

市は、放射線被ばくに関するうわさや偏見等による被災地域の市民の人権侵害を防ぐため、放射線に関する正しい知識の普及及び人権意識の啓発を行う。

第8節 関係自治体の避難者に対する中長期的支援

1. 地域コミュニティ維持

市は、関係自治体から受け入れた避難者の地域コミュニティの維持に資するよう、必要な支援を行う。

2. 就労・就学支援

市は、関係自治体から受け入れた避難者の就労に資するよう、求人情報等関連情報の提供を行うとともに、避難者の就学機会の確保及び情報提供を行う。